

税制改正等について

これからの世代の子どもたちのために、
今、寄付・社会的投資を促進する。

日本ファンドレイジング協会代表理事
G-8社会的インパクト投資タスクフォース日本委員会副委員長
鵜尾雅隆

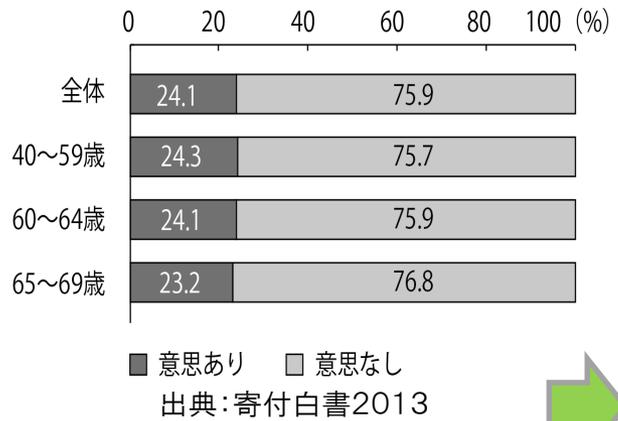


1. 「遺贈寄付」の今後の可能性が高いが、 税制面でも課題がある

日本の年間相続額は37兆円～63兆円（日本総研「政策観測」No.51 2012年8月）



相続の一部を寄付してもいいと考える人は・・・



3つの課題

- ①含み益のある資産を遺贈寄付した場合には、資産の寄付を受けたNPO等ではなく、資産を相続もしていない相続人が譲渡所得税を納めないといけない。（特定遺贈の場合）
- ②譲渡所得税の非課税の適用を受けようとする、寄付先が公益法人でも認定NPO法人でも、相続人は一から国税庁長官の承認を受けなければならず、承認を受けるまでに数年かかるケースもある。
- ③非課税適用を受けると、そのNPO等はその土地や株などの資産を売ることも、賃貸に出すこともできず、「直接公益目的事業に供する」しかなくなる。

1. (続き) 遺贈寄付の阻害要因解決に必要なこと

	問題の所在	解決策
<p>①相続もしていないのに相続人が譲渡所得税を納めないといけない問題</p>	<p>遺贈を受けたNPOが納税することができない。NPOが相続人に納税額相当を譲渡し、そこから納税する方法があるが、その際に相続人に所得税がかかる(国税庁への照会への口頭回答)</p>	<p>国税庁の口頭解釈を「遺贈先団体が納税相当額を相続人に譲渡する場合は、一連の相続手続きの一環として相続人に所得税は課税しない」ように変える。</p>
<p>②NPO等が非課税適用を受けるのに国税庁長官の承認が1件1件必要な問題</p>	<p>すでに所轄庁等で事業の公益性の認定を受けているにもかかわらず、改めて国税庁長官の承認を受けるために膨大な資料を提出して長期間の審査を経ないと認められない</p>	<p>相続人が相続財産を寄付する場合の非課税規定(70条)では、「公益法人、認定NPO法人」が控除対象で、改めて国税庁長官の承認は必要とされない。それに対して遺贈で寄付がされる場合の譲渡所得税の非課税規定(40条)は極端に要件が厳しくなっている。譲渡所得税の非課税規定も、相続財産を寄付する場合の非課税規定と同様の取り扱いとするべき。</p>
<p>③非課税適用を受けると、公益を目的とする「事業に直接に供する」という制約が実態にあわない問題</p>	<p>譲渡所得税の非課税適用を受けると、「事業に直接供する」という条文に縛られて、寄付を受けたNPO等は、<u>土地や株式の売却、賃貸としての活用などはできない。</u></p>	<p>相続財産を寄付する場合の非課税(70条)では「事業に供する」とあるが、譲渡所得の非課税(40条)では「事業に直接供する」と「直接」が入っているためにこの問題が生じている。<u>40条の「直接」を削除する</u></p>

2. 官民格差の是正

	ふるさと納税	公益法人等への寄付
寄付金控除率	100%	40%+10%(自治体による)
対価性のある返礼品	認められる(抑制通達はある)	1円でも不可(認定要件にカウントされない)
控除の確定申告	不要	必要

3. 社会的投資減税の導入

寄付の減税に加えて、諸外国でも導入されている社会的投資減税の導入の検討

具体的には、Social Impact Bondへの出資への減税、ソーシャルビジネスを行う企業への投資減税、LM法人への投資減税などがある。→2016年度の改正テーマ
(参考) 経済産業省でLocal Management法人(通称LM法人)の検討

米国ではCDFI(Community Development Financial Institution)税制で30-39%控除)

4. 特定寄付信託の税制メリット

米国で12兆円の残高に及ぶ特定寄付信託が、日本ではほとんど実績が出ていない。
信託可能財産に土地や有価証券を追加した上でキャピタルゲイン非課税などの税制特典が必要⁴